

回答書

Q 1

[募集要項] 3 ページ 7 (3) 提出方法及び提出部数

イ「上記(1)イ、エ、ク」及び関係書類媒体各9部、電子媒体1部の記載においてクの記載が本文にありませんが記載誤りでしょうか

A 1

募集要項3ページ、「7 提出書類 (3) 提出方法及び提出部数 イ」について、誤表記がありましたので、次のとおり訂正いたします。各種様式等の提出について、ご確認のうえ提出をお願いします。

誤 イ「上記(1)イ、エ、ク」及び関係書類媒体各9部、電子媒体1部

正 イ「上記(1)イ、エ」及び関係書類媒体各9部、電子媒体1部

Q 2

[募集要項] 2 ページ、「7 提出資料 (1) 提出資料 オ」に記載されている資料の、必要な提出部数をご案内ください。

A 2

審査項目に関連すると想定されることから「紙媒体9部、電子媒体1部」とします。

Q 3

[募集要項] 3 ページ 8 募集する企画提案内容他

- ① 募集する企画提案内容にある提案書と5ページ11企画提案の審査及び、選定にある企画提案書は同一のものでしょうか、又、事業計画書(提出書類)とは別物でしょうか
- ② 上記において提案書、企画提案書が事業計画書の異なる場合の提出期限、作成要綱を教えてください。

A 3

①当方へ提出いただくこととなる、募集要項の2ページ「7 提出資料 (1) 提出資料 イ」に記載の「様式3」と、任意様式にて作成いただく「様式3」に関連する企画提案書等をもって、募集要項の5ページ「11 企画提案の審査及び選定」に記載する「審査会」において審査員がヒアリングを実施しますので、企画提案書等については同一のものとしします。

②また、企画提案書等については「様式3」に示す事業計画を含めた内容で作成・提出いただくと想定していることから、各種資料の提出期限や作成は、募集要項や仕様書に記載の取扱いとします。

※当方で要求している項目を記載のうえ、「様式3」に「別添企画提案書のとおり」

と加筆し、審査会は企画提案書に沿ってプレゼンテーションする事も可能です。

Q 4

[募集要項] 4 ページ 8 (1) コ 募集する企画提案内容_その他

次年度以降の契約については未定とありますが、今回のご提案を基に次年度の予算化を進めていくという解釈で良いでしょうか

A 4

今回の企画募集については、認証システムの提案も含まれており、今後複数年にわたっての事業推進となることから、次年度以降の経費負担も含めた提案としているものです。今回の審査で、最優良提案と認めた提案内容に沿って、当方にて次年度以降の予算化を進めていくものですが、本業務の契約は、次年度以降の予算確保や継続的な契約を確約するものではありません。

Q 5

[仕様書] 1 ページ 5 企画提案上限額

上限額は平成30年3月31日までににかかるイニシャル及びランニング費用と考えて良いでしょうか

A 5

アクセスポイントの設置後、アクセスポイントの稼働に係る電気料金、通信料（プロバイダ等利用料含む）については、仕様書に記載する企画提案上限額には含みません。（※受託事業者が確定したのち、別途調整を行い当方にて負担します）ただし、本項に記載以外のイニシャルコストやランニングコスト（認証システム運営費や、利用者データ収集・出力、維持管理費など）は、企画提案上限額に含むこととします。

Q 6

[仕様書] 2 ページ 6 (2) 《アクセスポイント》⑥

「釧路川リバーサイドエリア（別紙 W i - F i 整備エリア想定図）が10箇所以上」と記載されておりますが、「W i - F i 整備エリア想定図」に朱書きで記載されている施設も整備対象に含まれるのでしょうか。（朱書きの施設名：和商市場、幸町公園、釧路市こども遊学館、日本銀行、市役所防災庁舎、市役所本庁舎、釧路芸術館、国際交流センター、MOO、図書館）

A 6

「W i - F i 整備エリア想定図」に記載されている朱書きの施設については、エリアの位置関係を示すためのもので、今回の整備エリアには含まれていません。水色で示しているエリア内における整備を対象としたものです。

Q 7

[仕様書] 2 ページ 6 (2) 《アクセスポイント》⑥

釧路川リバーサイドエリア(別紙 W i - F i 整備エリア想定図)の青く塗ったエリア内でアクセスポイントが10箇所以上の場合、使用するアンテナが高性能で品質を落とす事なく広範囲のカバーが可能な場合、効率・経済性を考慮し10箇所以下となる提案でも良いでしょうか。

A 7

今回のアクセスポイントの整備について、当方が要求する通信環境は「一つのアクセスポイントにおいて、F BなどのSNS利用者50名程度がストレスなく利用できる通信環境」を想定しているものであり、この条件を満たすことが可能であれば、仕様書に記載のアクセスポイント数を下回ることも良とします。

※アクセスポイントの整備・稼働後に、利用者の通信環境等に明らかな支障が発生した場合は、業務受託者の負担において再度整備を行うものとする。

Q 8

[仕様書] 2 ページ 6 (2) 《アクセスポイント》⑥

弟子屈エリア(屈斜路古丹 内 公衆トイレ 付近)とあるが、行き違い防止のため、マップ等で明示いただけないでしょうか。

A 8

別添1の「整備エリアマップ」を参照してください。

※設置場所は、当方と最優良提案者と協議のうえ決定します。

Q 9

[仕様書] 2 ページ 6 (2) 《認証システム》⑫

行政機関や観光関係団体が整備した以下の施設と無料W i - F i 環境に認証対応するとあるが、各施設の既存のW i - F i 設備についてアクセスポイントの仕様、NW構成、及び認証方法等について情報の開示頂けますでしょうか。

A 9

別添2の「各施設のネットワーク構成」を参照してください。

別添3の「アクセスポイントの主な仕様」を参照してください。

なお、現在どのアクセスポイントにおいても認証は行っておりません。

なお、今回の回答に対する質問のみ5月26日(金)午後3時まで受け付けいたします。
これに対する回答は、5月30日(火)を予定します。